

松江市と指定管理者の役割分担（歴史館）

業務区分	概要		運営主体		費用分担	備考		
			松江市	指定管理者				
経営	館長業務		◎		市			
	事業計画	事業運営計画の策定、進行管理	◎	○	市	松江市で方針を決定し、連絡調整会議で協議する。		
学芸業務	調査研究	資料の調査研究	資料の収集・整理・保存	◎		市		
			研究成果の還元	◎	○	市・指定管理者	研究紀要は松江市が制作し、指定管理者は広報を行う。	
			資料の特別利用及び貸出	◎		市		
	資料管理	資料の購入		◎		市		
		寄贈・寄託		◎		市		
		資料の管理・保存、燻蒸業務		◎		市	施設維持・清掃、施設等の定期燻蒸は指定管理者が担当する。(別欄に記載)	
		資料データベース管理		◎		市		
	その他学芸業務	問い合わせの対応		◎	○	-	専門的事項は松江市が担当する。	
		調査研究室・閲覧室・収蔵庫の管理 その他学芸業務		◎	○	市・指定管理者	設備維持・清掃等は指定管理者が担当する。	
	運営業務	展示業務	基本展示	展示資料の管理	◎	○	市・指定管理者	空調、清掃等は指定管理者が行う。
展示資料替え				◎		市		
機器保守					◎	指定管理者		
企画展示			企画		◎		市	
			展示		◎		市	
			広報		○	◎	市・指定管理者	広報物の監修等は松江市が担当する。
			ギャラリートーク		◎	○	市	広報は、指定管理者が主として行う。
		図録		◎	○	市	広報は、指定管理者が主として行う。	
		関連イベント		◎	○	市・指定管理者	内容については、相互協議の上決定する。 広報、運営は指定管理者が行う。	
普及啓発業務		講座、講演会等の企画・実施		◎	○	市・指定管理者	松江市が企画し、受付等は指定管理者が行う。	
		ボランティアの運営・支援		○	◎	指定管理者	指定管理者が主として行う。	
		学校等との連携		◎	○	市	広報については、指定管理者が担当する。	
		博物館実習の受入		◎		市		
広報・誘客業務		取材対応		○	◎	市・指定管理者	内容により松江市・指定管理者で行う。専門的事項については、松江市学芸員等が担当する。	
		広報全般		○	◎	市・指定管理者		
		歴史館の広報		○	◎	市・指定管理者	専門的事項は松江市が担当する。	
		企画展の広報		○	◎	市・指定管理者	専門的事項は松江市が担当する。	
		ホームページの運営		○	◎	指定管理者	専門的事項は松江市が担当する。	
		イベント・誘客活動			◎	指定管理者		
来館者サービス業務		総合案内	受付業務・問い合わせ対応	○	◎	指定管理者	専門的事項は松江市が担当する。	
	来館者への援助			◎	指定管理者			
	施設等の使用許可			◎	指定管理者			
	施設等利用の対応	観覧料等の收受・松江市会計への納付		◎	指定管理者			
		減免・還付の決定・実施	◎		市			
		改札及び展示監視		◎	指定管理者			
	貸館業務		◎	指定管理者				
その他運営業務	運営協議会		◎	○	市	指定管理者も参加すること。		
	ライブラリーの管理・運営		◎	◎	市			
	歴史館の円滑な運営に必要な業務			◎	指定管理者			
施設維持管理業務	施設・設備の管理・保守点検業務			◎	指定管理者			
	施設等の修繕	1件30万円以上	◎		市			
		1件30万円未満		◎	指定管理者			
	備品管理			◎	指定管理者			
	植栽・清掃・警備等業務			◎	指定管理者			
	施設等の定期燻蒸業務			◎	指定管理者	5年に1度実施(平成28年度)		
自主事業	ミュージアムショップの運営			◎	指定管理者	行政財産使用許可を受けて指定管理者が行う。		
	喫茶の運営			◎	指定管理者	行政財産使用許可を受けて指定管理者が行う。		
	自動販売機の設置			◎	指定管理者	行政財産使用許可を受けて指定管理者が行う。		

「運営主体」の欄中、「◎」は主に業務を行う者、「○」は従に業務を行う者。

## 松江市と指定管理者の役割分担（伝承館）

業務区分	概要		運営主体		費用分担	備考		
			松江市	指定管理者				
経営	事業計画	事業運営計画の策定、進行管理		◎	○	市	松江市で方針を決定し、連絡調整会議で協議する。	
学芸業務	調査研究	資料の調査研究	資料の収集・整理・保存	◎		市		
			研究成果の還元	◎		市		
	資料管理	資料管理		◎		市		
	その他学芸業務	問い合わせの対応		◎	○	-	専門的事項は松江市が担当する。	
運営業務	展示業務	展示室・シアター	展示資料の管理	◎	○	市・指定管理者	空調、清掃等は指定管理者が行う。	
			展示資料替え	◎		市		
			機器保守		◎	指定管理者		
	普及啓発業務	学校等との連携		◎	○	市	広報については、指定管理者が担当する。	
	広報・誘客業務	取材対応		○	◎	市・指定管理者	内容により松江市・指定管理者で行う。専門的事項については、松江市学芸員等が担当する。	
		広報全般			◎	指定管理者		
		伝承館の広報		○	◎	指定管理者	専門的事項は松江市が担当する。	
		ホームページの運営		○	◎	指定管理者	専門的事項は松江市が担当する。	
		イベント・誘客活動			◎	指定管理者		
	来館者サービス業務	総合案内	受付業務・問い合わせ対応		○	◎	指定管理者	専門的事項は松江市が担当する。
			来館者への援助			◎	指定管理者	
		施設等利用の対応	入館料の收受・松江市会計への納付			◎	指定管理者	
			減免・還付の決定・実施	◎		市		
	その他運営業務	改札及び展示監視、展示説明			◎	指定管理者		
運営協議会		◎	○	市	指定管理者も参加すること。			
伝承館の円滑な運営に必要な業務			◎	指定管理者				
施設・設備の管理・保守点検業務			◎	指定管理者				
施設維持管理業務	施設等の修繕	1件30万円以上	◎		市			
		1件30万円未満		◎	指定管理者			
	備品管理			◎	指定管理者			
	植栽・清掃・警備等業務			◎	指定管理者			

「運営主体」の欄中、「◎」は主に業務を行う者、「○」は従に業務を行う者。